

令和2年5月22日

津山市立小・中学校
保 護 者 様

学校再開に伴う給食について

津山市教育委員会
保 健 給 食 課 長

5月25日（月）からの学校再開とともに、給食も再開します。

従前より、食中毒等感染症防止対策については、各小中学校及び教育委員会、関係機関が連携し取り組んでいるところです。

このたびの新型コロナウイルス感染症対策としましても、現在の取り組み内容に「新しい学校生活様式」を加え、さらに周知徹底して行うことが、会食のスタイルは変わっても「楽しい給食」の維持につながると考えています。

したがって、給食再開後の一週間は、特に感染症防止対策の周知徹底を図るため、献立や配膳を工夫いたします。また、次の【対応について】の事項を継続して取り組み、安全・安心の給食となりますよう努めてまいります。

【対応について】

- ① 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ② 配食時は、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐため、給食当番はもとより児童生徒等全員が必ずマスクを着用する。
- ③ 給食当番はもとより児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、手洗い後の手拭きの際は、自身が持っているハンカチ等を使用し、他の人と共有しないこと。
- ④ 食事の際は、飛沫を飛ばさないよう、机を向い合せにせず会話を控えるようにする。

※「学校給食衛生管理基準」及び「新型コロナウイルス学校再開ガイドライン」を遵守します。